

平成27年 3月19日

福祉部介護保険課

練馬区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等の基準に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

介護保険制度改正に伴い、平成27年1月16日に公布された介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）が一部改正された。

区では、この省令を踏まえ、地域密着型サービスの事業に係る基準に関する条例を定めていることから、省令の改正内容を踏まえ、区としての基準の見直しを行い、所要の改正を行う。

2 対象とするサービス

本条例が対象とするサービスは、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「夜間対応型訪問介護」、「認知症対応型通所介護」、「小規模多機能型居宅介護」、「認知症対応型共同生活介護」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」、「複合型サービス」である。

3 条例の根拠・基準となる法令

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）
- (2) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）
- (3) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「省令」という。）

4 改正の主な内容

対象とするサービスに係る基準のうち、既に区内でサービスの提供が開始されており、特に影響の考えられる主なものは、つぎのとおり。

(1) 基準が緩和されるもの

- ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - ・オペレーターの配置基準等の緩和
 - ・介護・医療連携推進会議および外部評価の効率化
- イ 小規模多機能型居宅介護
 - ・管理者の兼務可能な範囲に介護予防・日常生活支援総合事業を追加
 - ・登録定員を「25人以下」から「29人以下」に変更
 - ・運営推進会議および外部評価の効率化
- ウ 複合型サービス
 - ・登録定員を「25人以下」から「29人以下」に変更
 - ・運営推進会議および外部評価の効率化
- エ 夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護
特になし

(2) 基準が厳格化されるもの

- ア 認知症対応型通所介護
 - ・夜間および深夜のサービス（宿泊サービス）の届出の義務化
 - ・夜間および深夜のサービス（宿泊サービス）の事故報告の義務化
- イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス
特になし

(3) サービス名称の変更

「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に変更

(4) その他規定の整備

介護保険法等の改正に伴い、規定の整備を行う。

5 改正される基準一覧

本条例については、省令および施行規則において、「従うべき基準」、「標準」および

「参酌すべき基準」が示されている。(下表参照)

基準の区分	定 義
従うべき基準	当該基準と異なる内容を定めることは認められないが、その基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるもの
標準	当該基準を標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることは許容されるもの
参酌すべき基準	当該基準を十分参照した上であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容されるもの

区としては、従うべき基準については、省令および施行規則で定める国の基準どおりとし、標準および参酌すべき基準についても、省令と異なる基準を規定するほどの地域的な特殊性が認められないことから、省令で定める国の基準どおりとする。

6 施行期日

平成27年4月1日

【サービスごとの主な改正内容】

区分	項目	内容		
		基準の概要	条例の考え方	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	従う	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の員数 	<p>第8条に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の基準のうち、オペレーターの基準について、オペレーターに充てられる者から介護予防訪問介護事業者におけるサービス提供責任者を削るとともに、併設されている事業所の場合のみ認められていた兼務を、同一敷地内にある事業所まで兼務を認めるもの。その他条文中の「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に変更するもの</p>	国の基準と同じ
	参酌	<ul style="list-style-type: none"> ・基本取扱方針 	<p>第25条第2項の外部評価の規定について、介護・医療連携推進会議の開催により外部からの評価を受けていることから、本条に規定されていた外部評価を廃止し効率化を図るもの</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> ・勤務体制の確保等 	<p>第34条第2項において規定されている、密接な連携を図ることにより、事業の一部を行わせることができる事業所として、指定訪問看護事業所を追加するもの</p>	

区分	項目	内容		
		基準の概要	条例の考え方	
認知症対応型通所介護	従う	・利用定員等	第67条に規定された、認知症対応型共同生活介護事業所等の設備を使用して提供する共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員を、「事業所ごとに3人以下」から「事業所のユニットごとに3人以下」とするもの	国の基準と同じ
		・事故発生時の対応	第80条の2を新設し、夜間および深夜のサービス（宿泊サービス）を実施する事業者に対し、事故発生時に必要な措置を講じるとともに、行った処置についての記録および区等への事故報告の義務付けを規定するもの	
	参酌	・基本方針	認知症対応型通所介護の運営に関する基本方針を定めた第62条について、「生活機能の維持または向上を目指す」という文言を追加するもの	
		・設備および備品等	第65条第4項を新設し、夜間および深夜のサービス（宿泊サービス）を実施する事業者に対し、区へ当該サービスの内容の届出を義務付ける規定を設けるもの	
		・記録の整備	指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならないと定めた第81条について、条文中の「次条において準用する第42条第2項」を「前条第2項」に変更するもの	

区分	項目	内容									
		基準の概要	条例の考え方								
小規模多機能型居宅介護	従う	・従業者の員数等	第84条に規定された指定小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な他事業所の範囲に「同一敷地内の施設」を加えるとともに、兼務可能な施設として指定介護老人福祉施設や介護老人保健施設を加えるもの。その他条文中の「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に変更するもの	国の基準と同じ							
		・管理者	第85条に規定された管理者の兼務可能な他の事業の範囲について、介護予防・日常生活支援総合事業を追加するもの								
		・登録定員および利用定員	第87条に規定された登録定員について、これまでの「25人以下」を「29人以下」に緩和するもの。また、通いサービスの利用定員について、登録定員の2分の1から15人までとされていたものを、登録定員が25人を超える事業所にあっては、登録定員に応じて、つぎの表に定める利用定員までとするもの								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人または27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table>	登録定員	利用定員	26人または27人	16人	28人	17人	29人	18人	
登録定員	利用定員										
26人または27人	16人										
28人	17人										
29人	18人										

区分	項目	内容		
		基準の概要	条例の考え方	
小規模多機能型居宅介護	参酌	・基本 取扱方針	第93条第2項の外部評価の規定について、運営推進会議の開催により外部からの評価を受けていることから、本条に規定されていた外部評価を廃止し効率化を図るもの	国の基準と同じ
		・居住 機能を担う併設施設等への入居	指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者が他の施設等へ入所等を希望した場合に必要な措置を講ずるよう努めるものと定めた第108条について、施設等の範囲に「同一敷地内の施設」を加え、緩和するもの	

区分	項目	内容		
		基準の概要	条例の考え方	
認知症対応型共同生活介護	従う	・従業者の員数等	指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所または指定複合型サービス事業所が併設されている場合の介護従業者の人員配置について規定した第112条について、条文中の「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に変更するもの	国の基準と同じ
		・管理者	管理者は、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所または指定複合型サービス事業所の職務に従事することができるものとする」と定めた第113条について、条文中の「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に変更するもの	
	参酌	・管理者による管理	管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービスもしくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所または社会福祉施設を管理する者であってはならないと定めた第123条について、条文中の「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス」に変更するもの	

区分	項目	内容		
		基準の概要	条例の考え方	
地域密着型特定施設入居者生活介護	従う	・従業者の員数等	指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所または指定複合型サービス事業所が併設されている場合の従業者の員数について定めた第132条について、条文中の「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に変更するもの	国の基準と同じ
		・管理者	管理者は、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所または指定複合型サービス事業所の職務に従事することができるものと定めた第133条について、条文中の「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に変更するもの	
	参酌	・法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意	事業者が介護報酬を代理受領する要件として、有料老人ホームのみ国民健康保険団体連合会に対して入居者の同意書を提出することが義務付けられていたが、老人福祉法の改正により、前払金を受領する場合は、その算定根拠を書面で明らかにすることが義務付けられたことから、第137条を削除するもの	
		・記録の整備	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならないと定めた第150条について、整備すべき記録から法定代理受領に係る記録を削除するもの	

区分	項目	内容	
		基準の概要	条例の考え方
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	従業者の員数 従う	<ul style="list-style-type: none"> ・サテライト型居住施設の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができると定めた第153条第4項について、条文中の本体施設に「指定地域密着型介護老人福祉施設」を追加するもの ・サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員または介護支援専門員については、本体施設の当該職員により入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができると定めた第153条第8項について、その本体施設に「指定地域密着型介護老人福祉施設」を追加するもの ・指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合においては、当該併設される事業所の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができると定めた第153条第12項について、条文中の「指定介護予防サービス等基準」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)」に変更するもの 	国の基準と同じ

区分	項目	内容		
		基準の概要	条例の考え方	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	従う	・従業者の員数	<p>・指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所、指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所等が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士または機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士または機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができると定めた第153条第13項について、条文中の「もしくは指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削除するもの</p> <p>・指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所または指定複合型サービス事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所または指定複合型サービス事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができると定めた第153条第15項について、条文中の「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に変更するもの</p>	国の基準と同じ

区分	項目	内容	
		基準の概要	条例の考え方
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	従う	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者の員数 ・ 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定複合型サービス事業所または指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合の、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者の基準について定めた第153条第16項について、条文中の「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に変更するもの ・ 第153条第17項を新設し、医師および介護支援専門員の数は、本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、サテライト型居住施設に医師または介護支援専門員を置かない場合にあっては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数および当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出することを規定するもの 	国の基準と同じ

区分	項目	内容		
		基準の概要	条例の考え方	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	参酌	・設備	指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準を定めた第154条第1項の、第6号に規定する医務室の設置基準について、本体施設が指定介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要としないとする条文の「指定介護老人福祉施設」のつぎに「または指定地域密着型介護老人福祉施設」を追加するもの	国の基準と同じ
		・記録の整備	指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならないと定めた第178条第2項について、第7号を新設し、整備すべき記録として運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録を追加するもの	
ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	参酌	・設備	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準を定めた第182条第1項の、第3号に規定する医務室の設置基準について、本体施設が指定介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要としないとする条文の「指定介護老人福祉施設」のつぎに「または指定地域密着型介護老人福祉施設」を追加するもの	

区分	項目	内容		
		基準の概要	条例の考え方	
複合型サービス	従う	・名称の変更	サービス名称を「看護小規模多機能型居宅介護」に変更するもの	国の基準と同じ
		・従業者の員数等	指定複合型サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき指定複合型サービスの提供に当たる従業者の員数について定めた第193条について、条文中の「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に変更するもの	
		・管理者	指定複合型サービス事業者は、指定複合型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない等の要件を定めた第194条について、条文中の「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に変更するもの	
		・指定複合型サービス事業者の代表者	指定複合型サービス事業者の代表者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、または保健師もしくは看護師でなければならないと定めた第195条について、条文中の「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に変更するもの	
		・主治の医師との関係	指定複合型サービス事業所の常勤の保健師または看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならないと定めた第200条について、条文中の「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に変更するもの	

区分	項目	内容									
		基準の概要	条例の考え方								
複合型サービス	標準	<ul style="list-style-type: none"> ・登録定員および利用定員 	<ul style="list-style-type: none"> ・第196条に規定された登録定員について、「25人以下」を「29人以下」に緩和するもの。また、通いサービスの利用定員について、登録定員の2分の1から15人までとされていたものを、登録定員が25人を超える事業所にあつては、登録定員に応じて、つぎの表に定める利用定員までとするもの <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人または27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・第196条の条文中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に変更するもの 	登録定員	利用定員	26人または27人	16人	28人	17人	29人	18人
		登録定員	利用定員								
26人または27人	16人										
28人	17人										
29人	18人										

区分	項目	内容		
		基準の概要	条例の考え方	
複合型サービス	参酌	・基本方針	指定地域密着型サービスに該当する複合型サービスに関する基本方針を定めた第192条について、「以下「指定複合型サービス」を「施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」に変更するもの	国の基準と同じ
		・設備および備品等	指定複合型サービス事業所が設置する必要な設備および備品等について定めた第197条について、条文中の「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に変更するもの	
		・基本取扱方針	指定複合型サービスは、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない等を定めた第198条について、条文中の「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に変更するとともに、同条第2項の外部評価の規定について、運営推進会議の開催により外部からの評価を受けていることから、本条に規定されていた外部評価を廃止し効率化を図るもの	
		・具体的取扱方針	指定複合型サービスの具体的取扱方針を定めた第199条について、条文中の「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に変更するもの	

区分	項目	内容		
		基準の概要	条例の考え方	
複合型サービス	参酌	・複合型サービス計画および複合型サービス報告書の作成	指定複合型サービス事業所の管理者は、介護支援専門員に複合型サービス計画の作成に関する業務を、看護師等に複合型サービス報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。と定めた第201条について、条文中の「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に変更するもの	国の基準と同じ
		・緊急時等の対応	複合型サービス従業者は、現に指定複合型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないと定めた第202条について、条文中の「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に変更するもの	
		・記録の整備	指定複合型サービス事業者が整備すべき諸記録について定めた第203条について、条文中の「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に変更するもの	
事業者の指定に関する基準	従う	・事業者の指定に関する基準	事業者の指定に関する基準を定めた第5条について、条文中の「とは、法人格を有する者」を「は、法人」に変更するもの	

